

昭和三十一年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇監査公告  
昭和三十年度に係る各山林事務所の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第五百二十二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各山林事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年九月一日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

同 近藤 伝 一

監査箇所 執行年月日

西部山林事務所 昭和三十一年七月十七日

中部” 同 七月二十日

東部” 同 七月二十五日

### 山林事務所

#### 監査概況

地方事務所の全廃に伴い県下三地区にそれぞれ、山林関係事務事業の現地機関として新に山林事務所が設置されたので、今回の監査は東部山林事務所については、昭和三十年定期監査を、中、西両山林事務所に対しては、昭和三十一年度臨時監査とし地方事務所から引継後における繰越工事等に対する事務事業の執行状況につき実施した。その結果各所とも事務並びに工事関係は何れも的

確に引継を了し概ね円滑に執行しているものと認めた。しかしながら個々の事務内容は複雑多岐であつて、勢い内務事務に追はれ特に工事関係施工監督に不徹底の面がうかがわれる。殊に技術職員の充実、予算の確保、或いは事務処理方法等につき更に留意検討の余地がある。即ち予算的にその配分経費をみても僅少であり十分なる現地指導及び工事監督が出来難い実状である。更に、財政その他の事情により各種工事の着工が年度後半に一時にふくそうする關係上、季節的に工事効果のきはく、の及び工事施工が粗雑に陥つてゐる事例も少くない。また造林後における育成管理、殊に県行造林下刈費の不足、林業経営の普及滲透、或いは林産物の検査事務等において各所とも相当に苦慮している実状につき、県当局はこれら実状を再確認し、山林経営の合理化を図るため、第一線技術関係職員を充実し、各駐在所をして工事関係事務を分掌せしめることも考えられるので、この点特に考究し第一線機関の活動を容易ならしめるよう適切なる措置を望む次第である。

また諸工事の計画決定に当つては経済効果の面から慎重検討を加え予算の効率化に一層の留意をせられたい。なお各所別の概況は次の通りである。

西部山林事務所 昭和三十一年七月十七日監査  
監査委員 松 本 利 治  
同 大 西 節 夫  
一 当所は所長以下五十三名(臨時職員十一名を含む)であり地方事務所の廃止に伴い、当所に移管した当時(臨時職員を含め五十四名)に比較して一名の減員を生じており、更に休職者一名があり、実質的には二名欠員している為、各種事務事業の運営に困難を来している実状につき、県当局は山林行政の第一線業務に適應する人事の適正配置を検討されたい。  
二 繰越工事の施工状況について  
三 十年度事業の中繰越工事は  
崩壊地復旧工事 十ヶ所 県工事  
水源林造成工事 十五ヶ所

防火林造成事業 三ヶ所 〃  
一般林道 五ヶ所 補助事業  
小田地開発事業 二ヶ所 〃  
災害林道 二ヶ所 〃  
を地方事務所から継承し施工完了しているがこの中一般林道一ヶ所は監査時において施工中であつたが、體的に施工状況は概ね適切に実施しているものと認められたが、冒頭にも述べたごとく、特に一般林道、及び崩壊地復旧工事の中には着工が著しく遅れたため冬季の降雪期に施工した關係上、手直し個所の多いもの、或いは既に完成後崩落しているもの等があつたので、県当局はこれら工事の早期着工と監督指導の徹底を図るよう充分配慮すべきである。また監督状況及び現地に於ける指示事項等の記録が不十分であつたことは遺憾である。これらは監督者をして明確に記録せしめ工事施工の指針とされたい。  
なお手直し命令を口頭により処理しているが正式手続により実施されたい。

三 造林事業について

造林後における育成管理の指導徹底、林業経営の滲透については、前回地方事務所監査の際に指摘しているところであるが更に検討の余地がある。すなはち、三十年代分造林(主として春植)に係る活着率が悪く(杉、檜のみ)甚しいものは半数以上のものが枯死している実状にして、これらについては種々の事由は認めるけれども、種苗の選定或いは造林後の管理育成につき一層の指導配意が肝要である。

四 経理出納その他の事務処理につき次の点留意された

- 5. 1 各種工事台帳が不完備であつたので早急に整備すること。
- 2 各駐在所(三ヶ所)の事務所借上げの賃借契約を未締結のまま使用していたので正式手続をとること。

中部山林事務所 昭和三十一年七月二十日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 近 藤 伝 一

一 当所は所長以下三十七名(臨時職員九名を含む)であつて、定員に対し一名の欠員を生じており、更に休職者一名、要注意者一名があり実質的には二名の欠員を来している現状であつて、山林行政の第一線業務の遂行に支障が認められるので、県当局は人事の適正配置を検討されたい。

なお各所とも林政、林業、施設の三係制をもつて運営しているが、業務の状況からして庶務、出納事務等は独立した係制度をもつて処理することが好ましいと認められるので関係当局の考究を望む。

二 繰越工事の施工状況について

三十年度事業の中繰越工事は

崩壊地復旧工事 六ヶ所

地すべり防止事業 一ヶ所

一般林道 三ヶ所

小田地開発事業 一ヶ所

水源林造成 一ヶ所

を地方事務所から継承し施工完了(一般林道一ヶ所は監査時において施工中)しているが、その施工状況は概ね適切に実施しているが一般林道の設計施工について考慮を要するものがあつた。特に三朝町片柴の林道工事(事業費二、三三〇、〇〇〇、延長一、七〇〇米)は一、二、工区に区分して三徳森林組合の直営施工により実施中であつたが、設計に基く切取工事及び施工方法等に検討を要するものがあつた。また森林組合の直営施工については、特に技術面における作業能率及び経理状況等を充分検討の上、工事効果の促進を図るよう指導監督に厳格を期すること。

なお設計変更に伴う関係書類で不完備のものも見受けられたので早急整備されたい。

三 県行造林に対する地上権の早期設定については、前回にも指摘している如く、いまなお相当経過したもので未設定のものがあるので早急整理されたい。なお一

般民有林に対する造林後における管理育成、並びに林業経営の普及浸透については一属の配意と努力をされたい。

四 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

- 1 各種工事台帳が不完備であつたので整備すること。
- 2 事業関係の監督状況及び現地における指示事項等は明確に記録保有し、今後における業務運営の指針とすること。

東部山林事務所 昭和三十一年七月二十五日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 山 本 四 郎

一 当所は昨年五月東部地方事務所の廃止に伴つて新に単独事務所として発足したもので職員は所長以下六十二名(臨時十名を含む)である。組織機構は、林政、林業、施設の三係のほか末端における林業経営の普及浸透を図るため、更に本年六月管内五ヶ所に駐在所を設ける等、第一線機関を充実し運営を図つておりその

状況は概ね円滑に執行しているものと認められた。

二 木炭の生産指導と検査の徹底を期すること。

本年度管内における木炭生産計画九十六万俵に対しその実績は七十八万八千余俵(内移出木炭四十九万余俵)で目標額を下廻っているが、このほか未検査品が相当量出荷されているようであり、既に悪質生産者を告発していたが生産指導とともに検査の徹底を期すべきである。

なお現在木炭検査員は駐在職員を含め十九名(臨時職員七名を含む)が当つているが、本年度生産検査の結果からみると最盛期には到底手不足が予想せられるので、検査職員の機動的運営と集荷検査に逐次移行するよう生産団体の指導を考究されたい。

三 森林組合の育成強化指導について県は根本的対策を樹てること。

組合の育成強化指導については当所に限らず中、西両部とも不徹底である。殊に機構改革により事務所に対し組合指導事務を分掌せしめているが専任職員の配置

もなく、発足以来兼務職員をしてこれに当らしめている関係上、組合に対する経営指導、不振組合の育成強化指導或いは合併促進等根本的事項は等閑に附されている現状であるので、県は適切な専任職員の配置を行い常時の育成指導に専任せしむるよう特に配慮すべきである。

なお所にあつても各係との有機的関連をとり積極的指導に努力されたい。

四 本年度事業関係は奥地林道外六十七ヶ所を施工し、年度内未完成のため二十七ヶ所を繰越しているほか、その施行状況は概ね適切に実施していたものと認められた。また繰越工事は監査時においてほとんどが完了していたが一般林道一ヶ所は施工中であり、また奥地林道一ヶ所(若桜町中原、総事業費五、四〇〇)施工期限三一、九、二〇)は全額繰越としているが、現在においても着工の見込がないままに放任されていたことは遺憾である。早急に、なんらかの措置対策を構すべきである。なお工事施工に当り、森林組合の直営、或いは

請負等により実施しているものの中、設計書と工事出来形とが、相違するもの等があつたので、これらに対する指導監督に当つては今後一層厳格を期するとともに、変更設計書は工事の実体に即応するよう直ちに処理すべきである。

五 経理出納その他の事務について次の点留意されたい。

- 1 各種工事台帳が不完備であつたので整理すること。
- 2 手直し命令を現地で口頭処理しているが正式手続きにより実施すること。
- 3 監督状況、及び現地における指示事項は担当者により明確に記録保存すること。
- 4 諸帳簿の整理状況につき不備のものがあつたので適確に整理すること。